

茨木市総合保健福祉計画（第2次）

分野別計画

地域福祉計画（第3次）

社会福祉協議会地域福祉活動計画（第2次）

概要版



平成30年（2018年）3月

茨 木 市

茨木市社会福祉協議会

茨木市総合保健福祉計画（第2次）の概要

計画の策定に当たって

計画策定の趣旨

- ◆茨木市総合保健福祉計画は、保健福祉施策を総合的・体系的に推進し、より効率的・効果的に市民福祉の向上を図ることを目的として、平成24年（2012年）3月に策定したものです。すべての市民がひとりの人間として尊重され、支え合い、助け合う中で生きがいを持って、安心して暮らしつつけられる福祉のまちづくりを目指し、これまで各施策を推進してきました。
- ◆前計画策定以降、市民の福祉ニーズや生活課題は更に多様化・複雑化し、より身近な相談場所や幅広い相談に対応できる体制が求められるようになっていきます。また、国では、すべての人々が年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられる新しい「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築や、子ども・高齢者・障害者などすべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されています。
- ◆「地域共生社会」は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、地域での活動を「我が事」としてとらえて参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すものです。
- ◆これらの考え方を踏まえ、「すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくり」を目指し、総合保健福祉計画（第2次）を策定するものです。

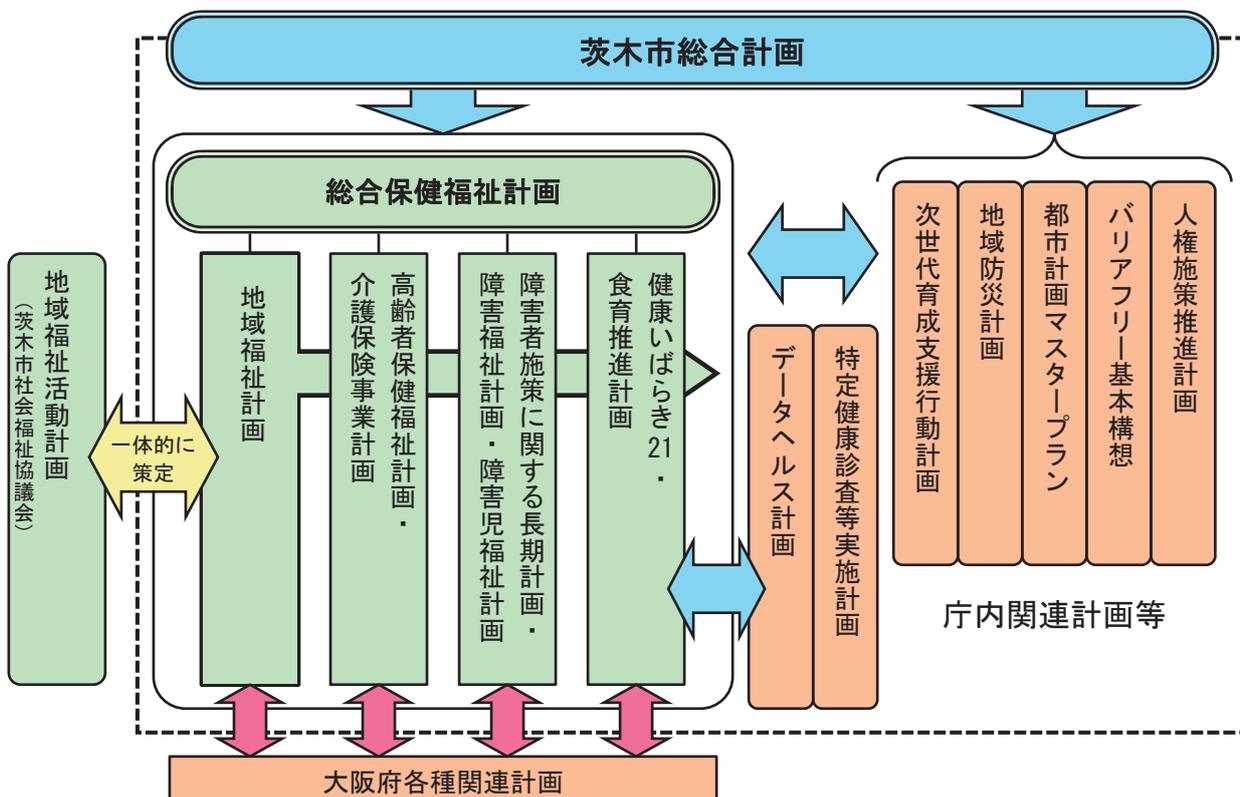
計画の期間

	平成24年度 (2012年度) ～平成29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 33年度 (2021年度)	平成 34年度 (2022年度)	平成 35年度 (2023年度)
総合保健福祉計画	(第1次)	(第2次)					
地域福祉計画	(第2次)	(第3次)					
高齢者保健福祉計画	(第6・7次)	(第8次)			(第9次)		
介護保険事業計画	(第5・6期)	(第7期)			(第8期)		
障害者施策に関する 長期計画	(第3次)	(第4次)					
障害福祉計画	(第3・4期)	(第5期)			(第6期)		
障害児福祉計画		(第1期)			(第2期)		
健康いばらき21・ 食育推進計画	(第2次)	(第3次)					

計画の位置付け

- ◆ 総合保健福祉計画は、本市のまちづくりの基本的な指針である「茨木市総合計画」に基づき、「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」の4分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画です。
- ◆ 「地域福祉計画」については、より効率的・効果的な地域福祉の推進体制の整備のため、茨木市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と共通の理念と基本目標に基づいて一体的に策定しています。
- ◆ 「健康いばらき21・食育推進計画」については、本市国民健康保険の健診結果やレセプトデータを活用し、保健事業の効率的・効果的な実施を図る「国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」及び、特定健康診査・特定保健指導の実施方法等を定めた「特定健康診査等実施計画」と生活習慣病予防という目的を共有し、策定しています。
- ◆ 大阪府の各種関連計画をはじめ、「茨木市総合計画」に基づく「次世代育成支援行動計画」や「地域防災計画」、「都市計画マスタープラン」、「バリアフリー基本構想」、「人権施策推進計画」などの庁内関連計画とも連携、整合性を図り策定しています。

■各計画の位置付け・関連性



施策体系

理念

すべての人が健やかに、
支え合い暮らせる、
みんなが主役の地域共生のまちづくり
↳ 包括的な支援体制の実現とともに

基本目標

- ◆ 総合保健福祉計画では、理念に基づき各施策を推進するため、6つの基本目標を定め、分野別計画共通の目標とします。
- ◆ 各分野別計画については、理念と基本目標に基づいて策定し、それぞれの施策を推進することにより、総合的に本市の保健福祉の課題解決に取り組みます。

基本目標 1

お互いにつながり支え合える

- ◆ 市民が地域の課題を「我が事」としてとらえる意識の醸成と、様々な課題を「丸ごと」受け止める相談支援のネットワーク整備に努めます。

基本目標 2

健康にいきいきと自立した生活を送る

- ◆ 生涯を通じた健康づくりと生活習慣病予防等に向けた取組や、自立した生活を送るために専門的な支援が提供できる体制整備を行います。

基本目標 3

“憩える・活躍できる”場をつくる

- ◆ 身近な地域で憩える居場所と、一人ひとりが培った力をいかせる場・機会を創出し、誰もが活躍できる地域づくりを目指します。

基本目標 4

一人ひとりの権利が尊重される

- ◆ お互いを理解し尊重し合える意識の醸成に努めるとともに、虐待防止や権利擁護の推進により要支援者を早期発見し適切な支援につなげます。

基本目標 5

安全・安心で必要な情報が活かされる

- ◆ 発信した情報が必要な人に届き、いかされる体制や、災害等の緊急時に市と関係機関が要配慮者の情報を共有・活用できる体制を整備します。

基本目標 6

社会保障制度の推進に努める

- ◆ 生活保護制度や介護保険制度等、社会保障制度の適正・円滑な運営に努めます。

地域福祉計画 (地域福祉活動計画)

- ◎ 見守り体制・つなぎ機能の強化
- ◎ 地域福祉活動の推進
- ◎ 民生委員・児童委員活動の推進
- ◎ 更生保護活動の推進

- ◎ 生活困窮者の自立に向けた支援
- ◎ 生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり

- ◎ 地域で活躍できる人材の育成
- ◎ 地域の交流・活動拠点づくりの推進

- ◎ 権利擁護の推進

- ◎ 情報提供の充実
- ◎ 災害時の情報伝達体制、要配慮者の把握
- ◎ 地域防犯活動の充実

- ◎ 生活保護制度の適正実施
- ◎ 社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

分野別計画の施策・取組

高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

- ◎地域包括支援センターの再編
- ◎地域包括支援センターの運営
- ◎高齢者の生活支援体制整備の推進

- ◎介護予防・日常生活支援総合事業の基盤整備の推進
- ◎要介護高齢者等の自立・家族介護等への支援の推進

- ◎地域活動・社会参加の促進
- ◎身近な「居場所」の整備
- ◎世代間交流の取組
- ◎高齢者の「働く場」の創造

- ◎認知症施策の推進
- ◎虐待防止対策の推進
- ◎権利擁護の推進

- ◎災害時に求められる医療・介護サービスの継続
- ◎情報公表制度の推進
- ◎安心して暮らせる環境の充実
- ◎高齢者の居住安定に係る施策との連携

- ◎介護保険制度の適正・円滑な運営
- ◎介護給付適正化事業の推進
- ◎在宅療養の推進

障害者施策に関する長期計画 障害福祉計画 障害児福祉計画

- ◎すべての人が支え合う共生社会への取組
- ◎交流を通じての相互理解の促進

- ◎地域での包括的な相談支援体制の構築
- ◎地域での自立した生活への支援の充実
- ◎精神障害者の地域での支援体制の充実
- ◎制度の谷間のない支援 など

- ◎働きつづけられる環境の充実
- ◎余暇活動を通じた社会参加の促進

- ◎人権の尊重、差別のないまちづくりの推進
- ◎虐待防止対策の推進
- ◎権利擁護の推進

- ◎情報提供の充実、コミュニケーション手段の確保
- ◎移動手段の確保
- ◎安全・安心して暮らせる住まいづくり
- ◎防災の推進

- ◎障害者制度の適正実施

健康いばらき21・ 食育推進計画

- 家庭、学校、地域の関係機関等と連携した健康づくりの推進
- 健康に関する相談の実施

- ◎食育推進（栄養・食生活）
- ◎身体活動（運動）
- ◎休養・こころの健康
- ◎たばこ対策
- ◎自己の健康管理
- ◎歯と口の健康
- ◎みんなで進める健康づくり

- 健康づくりの場・機会の拡大

- 健康や食の安全・安心等に関する情報の発信

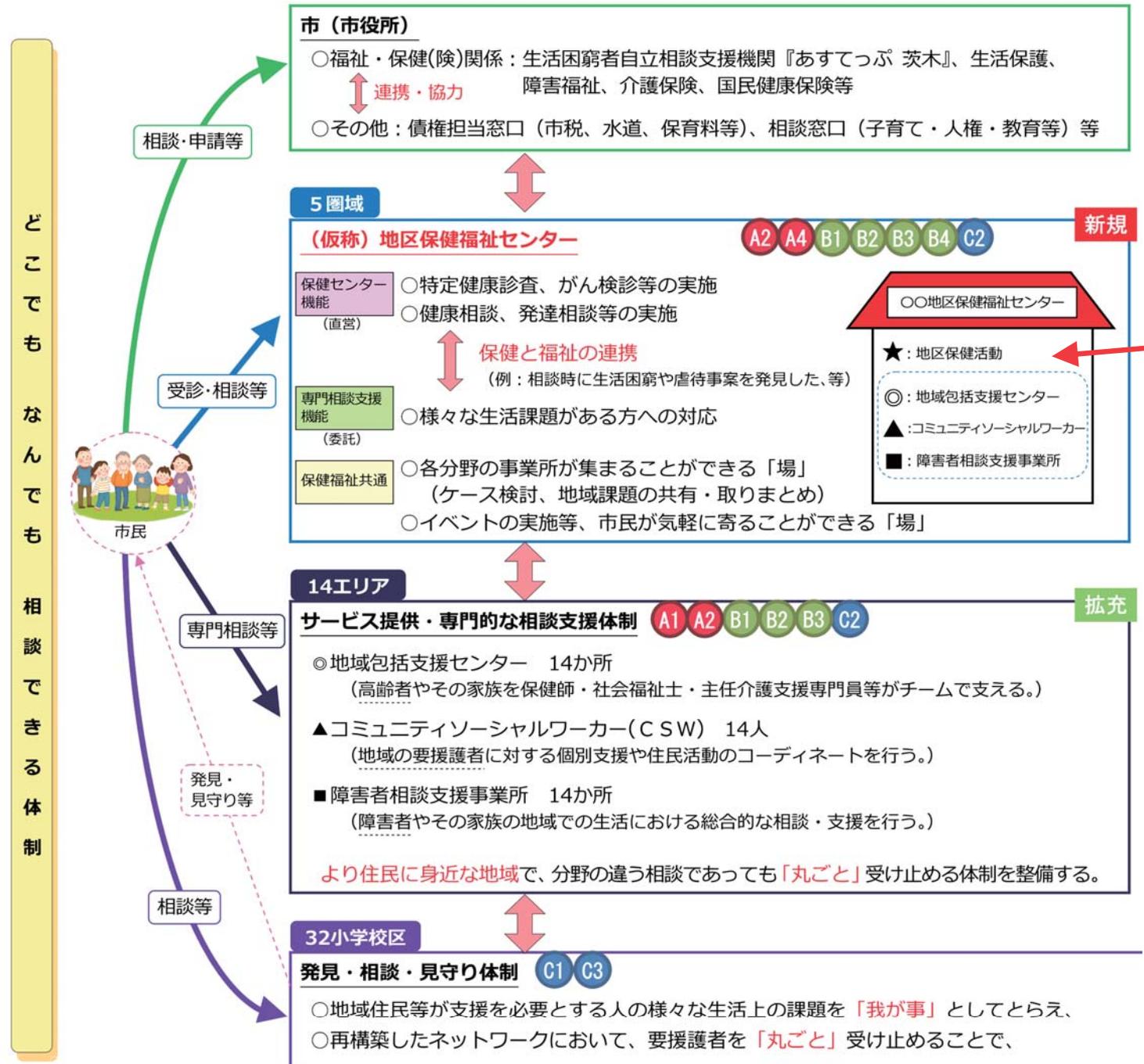
- ◎：施策
- ：取組

総合保健福祉計画で推進する包括的支援体制のイメージ

総合保健福祉計画策定にあたっての課題等

<p>1 市の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> A1 高齢者の増加等により、サービス提供体制に見直しが必要。 A2 複雑多様化した生活課題への相談支援体制が必要。 A3 地域のネットワークの役割整理や統合が必要。 A4 特定健康診査、がん検診等の受診率が低い傾向にある。 	<p>2 市民の意見（アンケート、ワークショップ等より）</p> <ul style="list-style-type: none"> B1 1つの相談窓口で何でも相談したい。（なんでも聞いてくれる場） B2 アクセスしやすい。（近くにある） B3 専門知識を持った相談員に相談したい。 B4 出産・子育てに関して相談できる人が身近にいてほしい。
--	---

総合保健福祉計画で推進する包括的支援体制（平成30年度以降年次的に整備）

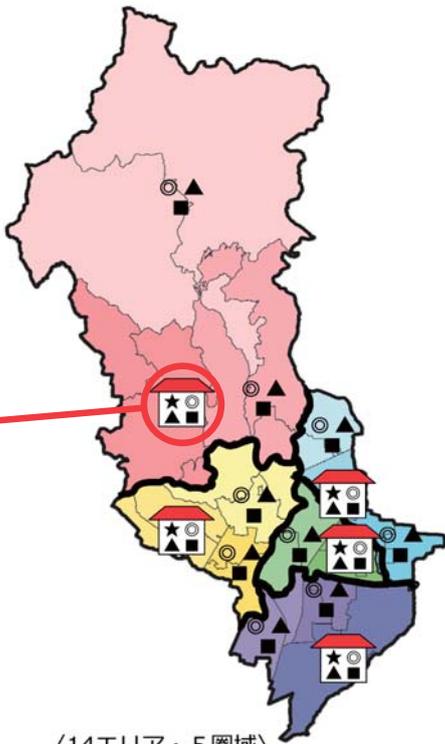


3 国の方向性

- C1 「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現
- C2 包括的な相談支援体制
- C3 住民主体の課題解決力強化

1～3をふまえて、

総合保健福祉計画では**各分野に共通する、**
基盤づくりにあたる事項について記載



〈14エリア・5圏域〉

*なお、(仮称)地区保健福祉センターの設置場所は未定であり、今後検討するものです。

*包括・障害事業所の増設に伴い、地理的条件に加え、対象者数の平準化を考慮して担当小学校区の組合せを決定。
2～3小学校区（1エリア）あたり
 { 高齢者 5,000人程度
 { 障害者 1,000人程度

エリア	圏域
清溪 忍頂寺 山手台	北
安威 福井 耳原	
豊川 郡山 彩都西	
太田 西河原	東
三島 庄栄	
東 白川	
春日 郡 畑田	西
沢池 西	
春日丘 穂積	
茨木 中条	中央
大池 中津	
天王 東奈良	南
玉櫛 水尾	
玉島 葦原	

地域課題を施策につなげていく仕組みづくり

新規

小学校区における地域課題を取りまとめる機能がない。

→ 再構築したネットワークからの地域課題を、(仮称)地区保健福祉センターが中心となって取りまとめ、市の施策へつなげる。

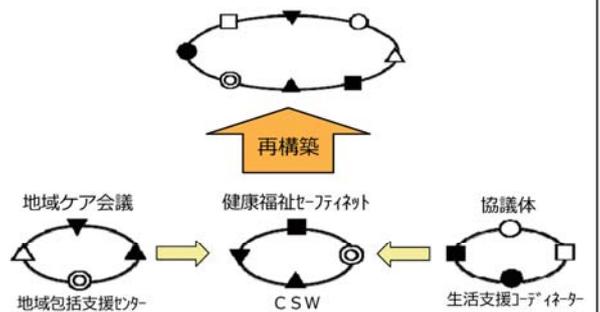


ネットワークの再構築 A3

再編

小学校区ごとに複数のネットワークがあり、機能や参加するメンバーが重複している。

→ 整理・統合により、効率的な体制を整備



機能強化

要介護者を早期に発見し、相談につなげる。
見守り・相談支援体制を強化する。

茨木市地域福祉計画（第3次）

茨木市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第2次）の概要

■地域福祉計画（第3次）策定の趣旨

- ◆地域福祉計画は、総合保健福祉計画の分野別計画として、本市における地域福祉の推進についての施策を定めるものです。
- ◆国においては、地域福祉計画が福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられます。
- ◆民生委員・児童委員活動や地域福祉活動の推進、生活困窮者への支援、情報提供体制の充実などの取組は、高齢者、障害者、健康食育の各分野の施策においても関連して推進する必要があることから、地域福祉計画を、他の分野別計画に横串を通す考え方に基づき策定します。
- ◆平成28年（2016年）には、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。これらの法律では、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現や、部落差別は重要な地域課題であり、その解消を推進し、部落差別のない社会を実現することとされており、法律の趣旨も踏まえ、計画を策定します。

■地域福祉活動計画（第2次）策定の趣旨・推進体制

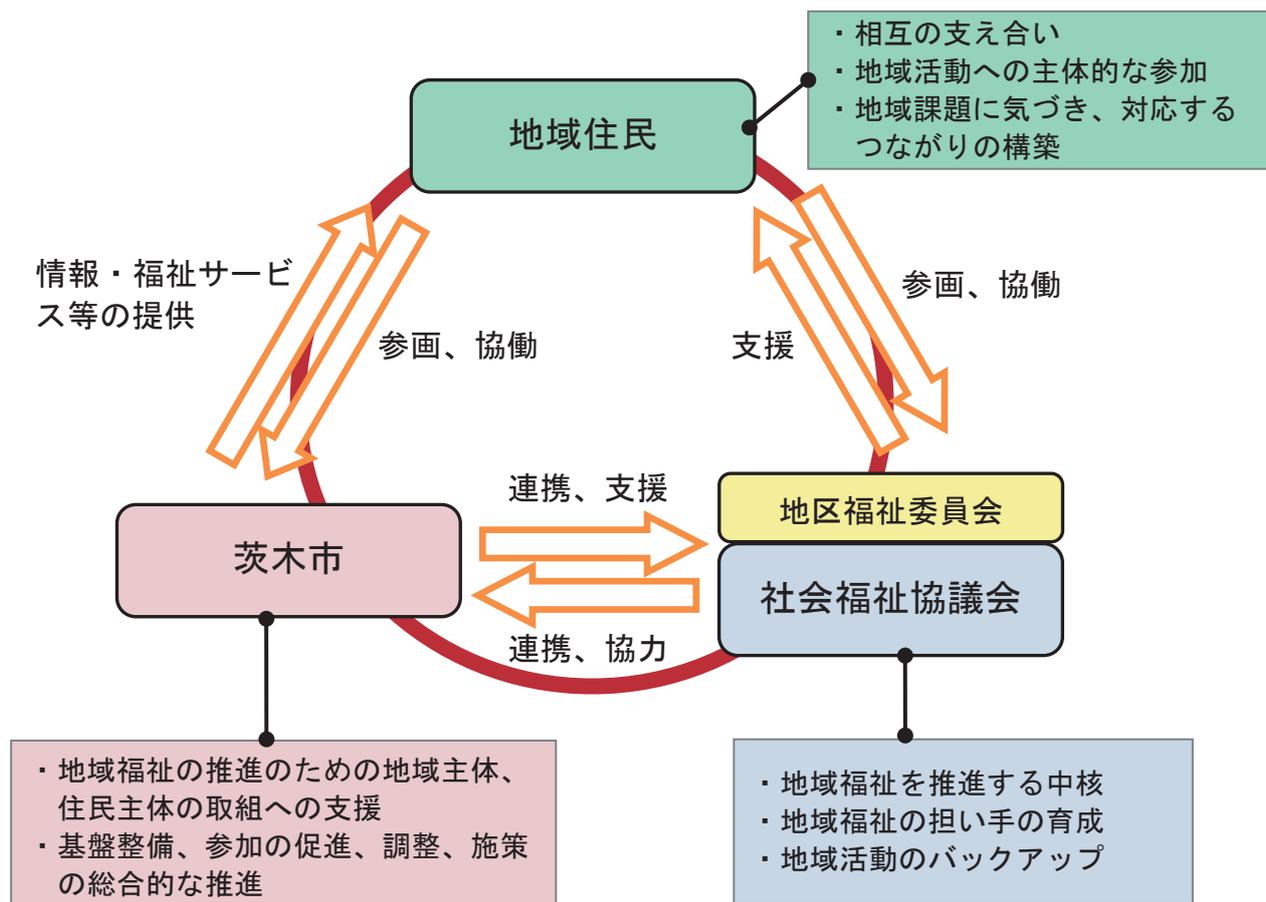
- ◆本市において、社会福祉協議会が地域福祉推進の中核的な役割を果たすように、市とも連携しながら「福祉のまちづくり」を推進していきます。
- ◆地域福祉活動計画では、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現に向けて、地域における福祉課題の解決に取り組んできた小地域ネットワーク活動の実績を大切にしながら、前計画で示している『人づくり』『場づくり』『和づくり』に重点をおき取組を発展させていきます。
- ◆“支える”“支えられる”といった関係が固定化されるのではなく、参加者も役割を担うなどの関係をつくることができるように、地域の誰もが参加・参画できる『場づくり』として「ぷらっとホーム」を展開することで、多様な担い手づくり（『人づくり』）、福祉分野だけでなく様々な分野と協働する体制づくり（『和づくり』）を推進します。
- ◆計画期間は、茨木市地域福祉計画と同様に平成30年度（2018年度）から平成35年度（2023年度）までの6年間とします。進行管理に当たっては、理事会・評議員会・地区福祉委員長会において随時報告、協議を行い、茨木市地域福祉計画の進行管理とも連携します。

■ 両計画の一体的策定の意義

◆ 地域福祉推進のための基盤や体制整備に関する事項を規定する「地域福祉計画」と、それを実行するための活動のあり方を定める「地域福祉活動計画」とは、地域住民をはじめとする地域福祉の推進に関わる様々な担い手の参加と協力を得ながら、取組を展開するという共通の目的を持つものです。

そこで、共通の理念と基本目標のもと、相互に連携をとりながら、より効率的・効果的に地域福祉の推進を図るため、両計画を一体的に策定するものとします。

■ 地域住民と市、社会福祉協議会との関係



■ 主な取組

基本目標 1 お互いにつながり支え合える

施策（１）見守り体制・つなぎ機能の強化

総合保健福祉計画で掲げる包括的な相談支援体制に基づき、各小学校区における発見・相談・見守り体制の強化とネットワークの整備を進めます。

主な取組（市）

- ①コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による相談支援の実施
- ②健康福祉セーフティネットの推進

主な取組（社会福祉協議会）

- ①健康福祉セーフティネットへの参画・推進

施策（２）地域福祉活動の推進

地域住民が地域課題に気づき、共感し、「我が事」と認識することができるような地域づくりを推進します。また、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、お互いにつながり支え合えるような環境整備に努めます。

主な取組（市）

- ①地域福祉活動の支援
- ②福祉事業推進基金の活用
- ③社会福祉法人の地域貢献への指導・助言

主な取組（社会福祉協議会）

- ①地区福祉委員会活動の推進（地区行動計画の策定）
- ②地域福祉推進のための寄付等への理解促進と有効活用



施策（3）民生委員・児童委員活動の推進

市民の身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動について、市民への周知・啓発を行うとともに、民生委員・児童委員が活動しやすい環境の整備を進めることにより、民生委員・児童委員活動の推進に努めます。

主な取組（市）

- ① 民生委員・児童委員活動の市民への普及・啓発
- ② 民生委員・児童委員活動への支援
- ③ 民生委員・児童委員の担い手の確保

主な取組（社会福祉協議会）

- ① 民生委員・児童委員と連携した地域福祉の推進

施策（4）更生保護活動の推進

過去に罪を犯した人たちの地域社会での立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥ることのない環境づくりを推進します。取組の推進に当たっては、保護司会や大阪保護観察所など、様々な関係団体との連携を図ります。

主な取組（市）

- ① 茨木市更生保護サポートセンターの設置・運営支援
- ② 「社会を明るくする運動」の推進
- ③ 保護観察対象者に対する就労の場の提供
- ④ 更生保護関係団体の活動支援

主な取組（社会福祉協議会）

- ① 「社会を明るくする運動」への協力

基本目標2 健康にいきいきと自立した生活を送る

施策（1）生活困窮者の自立に向けた支援

生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事が見つからない、将来に不安があるなど、困難を有する生活困窮者が制度の狭間に陥らないように、様々な機関と連携した支援体制の充実を推進します。

主な取組（市）

- ①生活困窮者の早期発見・早期支援
- ②生活困窮者に対する自立に向けた各種支援の実施
- ③就労の体験や訓練を活用した就労準備支援の推進
- ④子どもの学習支援事業の推進
- ⑤全庁的な実施体制の推進
- ⑥生活困窮者支援における他機関との連携

主な取組（社会福祉協議会）

- ①生活困窮者自立支援事業との連携

施策（2）生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり

生活困窮者の支援においては、個別の支援だけではなく、地域として生活困窮者等の早期発見や見守りができる体制を整備し、働く場や参加する機会を広げていくことが必要となります。生活困窮者が社会とのつながりを実感できるような地域づくりを目指します。

主な取組（市）

- ①生活困窮者支援を通じた地域づくり
- ②スマイルオフィス事業の推進
- ③多様な働き方（中間的就労）の場の創出

主な取組（社会福祉協議会）

- ①生活困窮者を早期に支援へつなげる仕組みづくり
- ②生活困窮者を支援できる地域づくり



基本目標3 “憩える・活躍できる”場をつくる

施策（1）地域で活躍できる人材の育成

地域住民が、それぞれの個性や能力に応じた役割を担い、地域で活躍することができるような環境づくりを推進します。

主な取組（市）

- ①ボランティア活動への支援

主な取組（社会福祉協議会）

- ①地域福祉活動の担い手づくり
- ②福祉教育の充実

施策（2）地域の交流・活動拠点づくりの推進

地域での活動を推進していくためには、活動のための拠点の充実が必要です。地域住民の身近なところで地域福祉活動が展開され、きめ細やかな支援が提供されるように、活動拠点づくりを推進します。

主な取組（市）

- ①地域福祉活動拠点の確保支援

主な取組（社会福祉協議会）

- ①ぷらっとホーム事業推進

基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される

施策（1）権利擁護の推進

認知症や障害により判断能力が十分ではない状態であっても、日常生活上、不利益を受けることなく、その人らしい生活を送ることができるように権利擁護の取組を推進します。また、障害者・高齢者虐待防止ネットワーク等を通じて、関係機関への啓発、連携協力を図ります。

主な取組（市）

- ①市民後見人の養成・活用
- ②成年後見審判（法定後見）市長申立による権利擁護

主な取組（社会福祉協議会）

- ①権利擁護の支援体制の強化

基本目標5 安全・安心で必要な情報が活かされる

施策（1）情報提供の充実

市で行う事業を充実させるだけでなく、市民にその周知を図り、必要な人に必要な情報が届くように、多様な手段を用いて情報提供の充実を図ります。

主な取組（市）

- ①分かりやすい情報提供の仕組みづくり
- ②情報アクセシビリティの向上
- ③出前講座の充実

主な取組（社会福祉協議会）

- ①広報活動の充実

施策（2）災害時の情報伝達体制、要配慮者の把握

地域で支え合い、助け合う関係を築く中で、要配慮者を把握し見守り、災害時等の緊急時に安否確認や支援を行うことができる仕組みを整備します。

主な取組（市）

- ①ネットワークを通じた要配慮者の把握
- ②災害ボランティアセンターとの連携

主な取組（社会福祉協議会）

- ①災害ボランティアセンターの設置
- ②地域力をいかし、災害に備える福祉活動の実施

施策（3）地域防犯活動の充実

民生委員・児童委員や地区福祉委員等の活動を通じて、地域住民の防犯に関する意識の高揚や、地域における防犯活動の充実に取り組みます。

主な取組（市）

- ①防犯意識の普及推進

主な取組（社会福祉協議会）

- ①犯罪や非行が起こらない地域づくり

基本目標6 社会保障制度の推進に努める

施策（1）生活保護制度の適正実施

生活保護が必要な状況にある要保護者に対して、生活保護制度を適切に実施し、また、生活保護から自立した際には、再び生活困窮状態に陥らないように関係各課と連携して支援を行うなど、生活の安定や自立促進を図ります。

主な取組（市）

- ①生活保護制度の適正実施・個別支援

主な取組（社会福祉協議会）

- ①生活保護制度との連携

施策（2）社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

サービス提供の質の確保と給付の適正化を図るため、社会福祉法人及び福祉サービス事業者に対する指導監査を実施するとともに、公正・中立な第三者機関による第三者評価の受審促進に努めます。

主な取組（市）

- ①社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査
- ②第三者評価等によるサービスの質の向上



茨木市民憲章

わたくしたちは 茨木市民です
わたくしたちの 茨木市は
京阪神を結ぶ要路にあって
めぐまれた自然とゆたかな歴史をうけつぎ
発展しつづけている希望のまちです
わたくしたちは
このまちの市民であることに誇りと責任をもち
みんなのしあわせをねがって
より住みよい郷土をつくるために
この憲章をさだめます

わたくしたち 茨木市民は

1. 心をあわせて あすの力をそだてましょう
1. 仕事にはげんで 明るい家庭をきずきましょう
1. 環境をととのえて 美しいまちをつくりましょう
1. きまりをまもって 良い風習をひろめましょう
1. 教養をふかめて みんなの文化をたかめましょう

昭和41年（1966年）11月3日制定

茨木市総合保健福祉計画（第2次）

分野別計画

地域福祉計画（第3次）

社会福祉協議会地域福祉活動計画（第2次）

概要版

平成30年（2018年）3月

発行：茨木市

住所：〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

電話番号：072-622-8121（代表）

URL：<http://www.city.ibaraki.osaka.jp>

発行：社会福祉法人 茨木市社会福祉協議会

住所：〒567-0888 茨木市駅前四丁目7番55号

電話番号：072-627-0033

URL：<http://www.ibaraki-csw.com>